



(条件の禁止)

第67条 表決には、条件を付けることができない。

(欠席の届出)

第86条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(閉会中の継続審査)

第105条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(条件の禁止)

第122条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第123条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(条件の禁止)

第67条 表決には、条件を付することができない。

(欠席の届出)

第86条 委員は、事故 \_\_\_\_\_ のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて \_\_\_\_\_、あらかじめ

委員長に欠席届を提出することができる。

(閉会中の継続審査)

第105条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付し、委員長から議長に申し出なければならない。

(条件の禁止)

第122条 表決には、条件を付することができない。

(起立による表決)

第123条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(簡易表決)

第129条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決を採らなければならない。

(請願書の記載事項等)

第131条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4及び5 (略)

(請願の審査報告)

第135条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 及び (2) (略)

2 (略)

(簡易表決)

第129条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(請願書の記載事項等)

第131条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない。

2 \_\_\_\_\_ 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3及び4 (略)

(請願の審査報告)

第135条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付し、議長に報告しなければならない。

(1) 及び (2) (略)

2 (略)

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例(新旧対照表)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(招集)</p> <p>第15条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p><u>(開催方法の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延の防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員は、オンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の許可を得た委員がオンラインによる出席をした場合における次条、第17条第1項及び第30条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p><u>4 オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> | <p>(招集)</p> <p>第15条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> |

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、  
オンライン委員会は、秘密会とすることができない。

2 (略)

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 (略)

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(適用除外)</p> <p>第5条 議員が、次に掲げる事由により議会の会議等を欠席した <u>期間</u> _____ は、第3条第1項の欠席期間には含まない。</p> <p>(1) 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年亀山市条例第33号）に規定する<u>公務上の災害又は通勤による災害の認定を受けた場合</u></p> <p>(2) <u>出産による場合。ただし、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ届け出た期間に限る。</u></p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者 <u>となった場合</u></p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める <u>場合</u></p> | <p>(適用除外)</p> <p>第5条 議員が、次に掲げる事由により議会の会議等を欠席した <u>場合</u> は、当該欠席期間 は、第3条第1項の欠席期間には含まない。</p> <p>(1) 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年亀山市条例第33号）の<u>規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害</u></p> <p>(2) <u>女性の議員の出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項（ただし書を除く。）に規定する産前産後の期間に限る。）</u></p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者 <u>である場合</u></p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める <u>事由</u></p> |